

第149回CFOセミナー（大阪）

2011. 5. 24

演題 「IFRS開示事例の紹介」

清和監査法人
パートナー 公認会計士
坂井 浩史

目次

- I IFRS開示事例の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・3～7頁
現行の有報と金融庁IFRS開示例、
日本電波工業の開示を比較

- II IFRS開示に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・8～11頁

I. IFRS開示事例の特徴

1. 連結財務諸表本表

日本基準による有報開示	金融庁IFRS開示例	日本電波工業のIFRS開示
<p>【連結貸借対照表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2列表示(当期末、当期首) ・貸借バランス ・流動／固定分類 (正常営業循環基準+1年基準) 	<p>【連結財政状態計算書】(1~2頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3列表示(当期末、当期首、前期首) ・貸借バランス ⇒IASBは、事業、財務等のカテゴリー別に資産・負債を表示しており、将来、貸借バランスの表示ではなくなるかも。 ・流動／非流動分類 (正常営業循環基準+1年基準+売買目的基準) 	<p>【連結財政状態計算書】(41頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2列表示(当期末、当期首) ⇒2002年3月期よりIFRSに準拠した連結F/Sを作成しており、初度適用に該当しないため。 ・貸借バランス ・流動／非流動分類
<p>【連結損益計算書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期損益までの1計算書 ・経常利益が存在する 	<p>【連結包括利益計算書】(3~6頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期損益と包括利益を一表とした1計算書方式と、分離した2計算書方式が示されている。 ・経常利益が存在しない。 ・非継続企業の表示区分あり。 	<p>【連結包括利益計算書】(42頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1計算書方式を採用 ⇒なお、海外では2計算書方式が主流 ・経常利益が存在しない。 ・非継続企業の表示区分なし ⇒該当なし？

I. IFRS開示事例の特徴

1. 連結財務諸表本表

日本基準による有報開示	金融庁IFRS開示例	日本電波工業のIFRS開示
<p>【連結株主資本等変動計算書】</p>	<p>【連結持分変動計算書】(7~8頁) ・基本的な考え方については、連結株主資本等変動計算書と相違なし。</p>	<p>【連結持分変動計算書】 (43~44頁)</p>
<p>【連結キャッシュ・フロー計算書】 ・殆どの企業が営業キャッシュ・フローを間接法で表示。</p>	<p>【連結キャッシュ・フロー計算書】 (9~11頁) ・間接法と直接法による2通りの表示例が示されている。 ⇒IASBIは直接法を推奨。</p>	<p>【連結キャッシュ・フロー計算書】 (45頁) ・間接法で表示。</p>

I. IFRS開示事例の特徴

2. 連結財務諸表 注記

(1) 公表済未適用の新基準の内容及び影響

日本基準による有報開示	金融庁IFRS開示例	日本電波工業のIFRS開示
<p>開示は要求されていない。</p>	<p>【開示例の記載】(18頁) 公表はされているが、報告年度で未適用の新基準に関する以下の事項 (IAS 8. 30、31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいIFRSの名称 ・近い将来行われる会計方針の変更の内容 ・強制適用日 ・適用予定日 ・以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ■企業の財務諸表に及ぼすと思われる影響についての検討 ■上記の影響が不明であるか、合理的に見積もることができない場合、その旨の説明 <p>⇒開示が求められると、新基準の強制適用日前の早期適用が増加するのでは。</p>	<p>(54頁)</p> <p>⇒22のまだ適用していない基準が公表されているということで、これからまだ多くの基準への対応が必要であることがわかる。</p>

I. IFRS開示事例の特徴

2. 連結財務諸表 注記

(3) 会計方針

日本基準による有報開示	金融庁IFRS開示例	日本電波工業のIFRS開示
<p>代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる(企業会計原則1-2)。したがって、会計方針の注記は会計方針の選択が可能なものにつき記載するのが一般的。</p>	<p>IFRSで明記されていない場合は、会社としてどのような方針で財務諸表を作成したかを説明する必要がある。</p> <p>(14~16頁)</p> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非連結子会社が存在する場合、理由説明が必要。 ・連結子会社の決算日のズレがある場合、理由説明が必要。 ・減価償却方法、耐用年数についての説明が必要。 	<p>(46~54頁)</p> <p>⇒認識(当初、中止)、測定方法について必要に応じて記載しているものと思われます。</p>

I. IFRS開示事例の特徴

2. 連結財務諸表 注記

(3) 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

日本基準による有報開示	金融庁IFRS開示例	日本電波工業のIFRS開示
<p>開示は要求されていない。</p>	<p>【開示例の記載】（17頁） 見積りを行う判断とは別に、重要な会計方針を適用する過程で経営者が行った判断（IAS1. 122）</p> <p>・翌会計年度における重要な修正をもたらす重大なリスクを伴う、将来に関する主要な想定事項及びその他の見積り上の不確実性の主要要因に関する情報（IAS1. 125、129）</p>	<p>Ex) 未認識の繰延税金資産がある旨、その理由（70～71頁）</p> <p>Ex) のれんの計上方針（60頁）</p>

Ⅱ. IFRS開示に向けて

1. IFRS開示の準備状況

東京証券取引所が平成22年11月15日付で公表した「IFRS準備状況に関する調査結果(概要)」によると、調査対象となった上場会社1,572社のうちの7割以上がIFRS適用に向けた準備を開始しているが、任意適用を具体的に検討しているのは、96社と少数であり、その殆どが強制適用の少し前、平成26年3月期または27年3月期の適用を検討している状況にある。

そのような状況を反映してか、準備中の会社でも、経理部門を中心にセミナー等で知識収集を図っている段階の会社が6割を占めている。更に進んで、影響度分析を行っている会社は2割、基準書毎の具体的対応検討を行っている会社は1割と少数派である。



まだ、焦る必要はないですが、そろそろ準備をはじめめる時期には来ています。

Ⅱ. IFRS開示に向けて

2. IFRS開示に向けた準備の具体策

PHASE	STEP	T-3期	T-2期	T-1期	T期
①事前準備	プロジェクト計画の策定	→			
	チーム編成	→			
	プレ調査	→			
②初年度財務諸表作成	連結会計方針・連結範囲の決定		→		
	方針書・ツールの作成		→		
	差異調査と修正処理の検討		→		
	初年度財務諸表の作成			→	
③アライメントメンテナンス	内部統制の改善・システム対応			→	→
	次年度以降の財務諸表の継続作成				→

プロジェクト計画の策定

- プロジェクト目的の設定
- 作業範囲(スコープ)の選定
- プロジェクトアプローチの設計
- 主要な作業成果の定義
- 作業の設計
- 要求されるスキルの定義
- 必要なツール等の設計
- プロジェクト運営管理計画の設計
- プロジェクト組織の設計
- 予算編成
- プロジェクトリソースの調達
- 制約条件の確認と課題抽出
- プロジェクトリスクの評価
- 変革管理計画の立案
- プロジェクト計画書&チャーターの作成
- 詳細作業計画の作成
- プロジェクトキックオフ準備

必要なツール等の設計

作業を円滑に実施するため、以下のツールの使用・作成が有効

- IFRS会計基準差異チェックリスト
- IFRS開示チェックリストおよび開示例
- 一般的な会計方針目次・記載例
- 連結レポートパッケージのひな型
- 修正仕訳作成のためのテンプレート

おわりに

ご清聴感謝いたします。